

【2024年12月4日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第171号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 治療と就労の両立を支援するため「令和6年度第6・7回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者を募集しています
2. 労働契約等解説セミナー2024 開催中
3. 高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ
来年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します
4. 12月19日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第7回テーマは「これからの採用」です
5. 第4回:12月18日(水)、第5回:1月18日(土)に開催「ろうきょうオンラインセミナー」
の参加者募集中です
6. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催 12月セミナー参加者募集中
7. 事業主・労働者の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
8. 第3回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します
9. 今年10月から教育訓練給付を拡充しています【再掲】
10. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます【再掲】
11. 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」を実施します(オンデマンド形式の
動画配信)【再掲】
12. 事業主、人事労務担当者、産業医・産業保健スタッフの皆さまへ「母性健康管理研修会」

を実施します(オンデマンド形式の動画配信)【再掲】

【トピック1】治療と就労の両立を支援するため「令和 6 年度第 6・7 回両立支援コーディネーター基礎研修」受講者募集しています

独立行政法人労働者健康安全機構では、治療と就労の両立支援活動の推進のため「両立支援コーディネーター※基礎研修」を実施しています。

このたび、以下のとおり令和 6 年度第 6・7 回研修を開催します。

この研修は、「動画配信研修」と「WEB ライブ講習」を組み合わせたオンライン形式で行います。配信期間中(20 日間程度)の任意の時間に視聴可能な「動画配信研修」を全て受講した上で、「WEB ライブ講習」をリアルタイムで受講いただきます。

全てのカリキュラムを履修された方には修了証を発行します。

また、この研修は「認定医療ソーシャルワーカーポイント」の認定ポイント対象研修(11 ポイント)です。

この機会にぜひご受講ください。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

・第 6 回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間:2025 年 1 月 10 日(金)~1 月 31 日(金)

WEB ライブ講習日:2025 年 2 月 6 日(木)13:00~15:30

・第 7 回両立支援コーディネーター基礎研修

動画配信期間:2025 年 1 月 24 日(金)~2 月 14 日(金)

WEB ライブ講習日:2025 年 2 月 26 日(水)13:00~15:30

※募集期間は第 6、7 回のどちらも 12 月 6 日(金)13 時~12 月 20 日(金)17 時まで

今年度は今回の募集をもって受講者募集を終了しますが、来年度もこの研修を実施予定です。最新の実施予定は当機構ウェブサイトをご確認ください。

【お申し込みはこちら】

令和 6 年度両立支援コーディネーター基礎研修日程のご案内

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

申し込みフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。

※両立支援コーディネーターとは

患者およびその家族側、医療者側、人事労務担当者などの企業側の 3 者間の情報共有や意思疎通の手助けをする役割を担う人材のことです。

治療と仕事の両立とは、病気を抱えながらも働く意欲があり、全く元のおりにはいかずとも、職場でこなすべき仕事に耐えうる能力のある労働者が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと仕事を続けられることです。

患者・家族が治療と仕事の両立を図る上で、実際の治療現場で必要とされる職域との十分な連携や協議に注力し、職場においても積極的な支援がなされるよう、医療と職域間の橋渡し役であるコーディネーターのますますの活躍が期待されています。

【お問い合わせ】

「令和 6 年度両立支援コーディネーター基礎研修」事務局

E-mail: johas-ryoritsu2024@insource.co.jp

TEL: 03-6902-0312(受付時間:月~金 10:00~17:00)

※祝日、年末年始(12月28日~1月5日)除く

※WEB ライブ講習当日のお問い合わせ先はこちら

TEL:03-5763-5210

【トピック2】労働契約等解説セミナー2024 開催中

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

厚生労働省は、「労働契約等解説セミナー2024」を開催しています。

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

なお、セミナーの形式は、下記のオンラインセミナーと個別セミナーの 2 種類となります。【事前申し込み制・参加無料】

1、誰でも参加できるオンラインセミナー

【開催日時】

・開催日:12月13日(金)

・開催時間:セミナー13:00~15:10(休憩10分)、個別相談会15:20~16:20

※今年度最後の開催となります。多数のご参加をお待ちしています。

2、個別セミナー開催のご相談

オンラインセミナーとは別に、ご要望に応じて個別セミナーを実施することも可能です。お近くの会場まで講師を派遣する会場形式、または、オンライン形式、ハイブリッド形式に対応しています。

【開催日時】

お申し込みいただいた後、運営事務局から開催日時等をご連絡します。

・開催期間:2025年2月まで

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2024

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2024」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10時~17時)

【トピック3】高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ
来年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する雇用保険の制度です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第14号)の施行により、令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わります。

具体的には、従来、各月に支払われた賃金の15%を限度として支給されていたものが、令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日)を迎える方については、各月に支払われた賃金の10%を限度として支給されることとなります。

ご不明点は、お近くのハローワークにご相談ください。

【制度の詳細はこちら】

厚生労働省ウェブサイト「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

ハローワークインターネットサービス「高年齢雇用継続給付について」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

【お問い合わせ】

全国のハローワークの所在案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_hellowork.html

【トピック4】12月19日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中 第7回テーマは「これからの採用」です

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、既に多くの企業が体感した感染症拡大防止への対策などに加え、デジタル化の促進、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークは多くのメリットがあります。

第7回のセミナーのテーマは「これからの採用」です。

テクノロジーの進化や働き方の変化を背景として、企業は柔軟で戦略的な採用プロセスが求められています。コロナ以降のリモートワークやハイブリッドワークの定着は今後も継続され、かつ企業は、地理的な制約を超えて優秀な人材を採用できるため、広い範囲での人材確保が可能になります。

従業員の健康や幸福感(ウェルビーイング)が採用には重要な要素となるため、志望者は働きやすさ、柔軟な勤務制度、メンタルヘルスのサポートなどを評価基準とするようになります。

このセミナーでは企業がこれからの人材、採用を進めるための課題解決に向けて取り組んだ企業の体験談や事例の紹介に加え、労務管理の重要性とICTツールの上手な活用について解説します。また、育児介護休業法の改正への対応なども併せて解説します。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

12月19日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50~

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入企業の体験談(株式会社 ZENKIGEN)
- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

・ICT面の留意点(導入方法やセキュリティ)

・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT そのほか企業が抱える個別具体的な悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

DX 推進の人材確保や育成に課題を抱える企業・団体の事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワークセミナーのご案内

<https://kagayakutelework.jp/seminar/2024/1219.html>

【トピック5】第4回:12月18日(水)、第5回:1月18日(土)に開催
「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中です

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場所としても活用されています。

厚生労働省は、労働者協同組合の魅力と可能性を皆さまに知っていただくために、今年度に全6回のオンラインセミナーを開催しています。現在、第4回セミナーと第5回セミナーの参加者を募集中です。セミナーでは、労働者協同組合の設立や運営の実務を、初めての方にも分かりやすく事例を交えてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できます。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

第4回 2024年12月18日(水)14:00~16:00

【開催内容】

第1部 ※第1部のみの参加も可能です。

・解説「労働者協同組合の設立手順・法人格取得の流れ」

・事例紹介

労働者協同組合こども編集部(兵庫県神戸市)

労働者協同組合うつわ(大阪府大阪市)

第2部 質問・相談会

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第4回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202404

※申し込み締め切り:12月15日(日)

【開催日時】

第5回 2025年1月18日(土)14:00~16:00

【開催内容】

第1部 ※第1部のみの参加も可能です。

・解説「労働者協同組合の設立後の実務・意見反映」

・事例紹介

労働者協同組合ワーカーズコープながの(長野県長野市)

労働者協同組合コモンウェーブ(三重県鈴鹿市)

第2部 質問・相談会

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第5回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202405

※申し込み締め切り:2025年1月15日(水)

【トピック6】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催

12月、1月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法をご紹介しますセミナーを随時開催しています。

【事前申し込み制・参加無料】

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【オンライン開催日程 お申し込み】(Zoom ウェビナー)

■仕事と育児の両立支援セミナー

・12月13日(金)11:00~12:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241213

・12月16日(月)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241216

・12月24日(火)14:00~15:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241224

香川働き方改革推進支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

1月9日(木)14:00~15:30

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250109

宮城働き方改革推進支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

1月15日(水)14:00~15:50

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250115

島田市共催 仕事と育児・介護の両立支援セミナー

1月21日(火)14:00~16:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250121

【会場日程 お申し込み】

三重キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー<伴走型>

12月17日(火)13:30~16:10

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241217

安城市共催 仕事と育児の両立支援セミナー<オンライン同時開催・個別支援付>

12月18日(水)14:00~16:50

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241218

東京キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

1月17日(金)14:00~16:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250117

<伴走型セミナーとは>

参加企業に対して、1人ずつ両立支援プランナーが着席。疑問点や課題などを相談しながら受講ができます。(事前予約制)

<個別支援セミナーとは>

セミナー終了後にその場で相談する時間を設けています。(事前予約制)

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック7】事業主・労働者の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など、会社にとっても大きなメリットがあります。年末年始は、年次有給休暇を上手に活用し、休みをつなげて心身ともにリフレッシュしましょう。

そのためには、年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、時間単位の年次有給休暇制度(※2)の導入・活用が効果的です。労使が一体となって、これらを導入・活用いただきますようお願いいたします。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結す

れば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック8】第3回「団体等検定制度についての出張相談会」を大阪で開催します

厚生労働省は、独自に労働者の職業能力検定を実施されている企業・団体の皆さまを対象に「団体等検定制度についての出張相談会」を、大阪府で初めて開催します。

【事前申し込み制・参加無料】

この相談会では、今年3月に、創設した「団体等検定制度」に関する説明を行うのに加え、具体的な検定の基準の策定手順などの検定の創設支援等についてのご相談を受け付けます。

この認定は、民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができ、専用ロゴマークを使用できます。

制度に少しでも関心をお持ちの方は、気軽にご参加ください。

【開催日時】

12月17日(火) 14時00分～16時00分

【会場】

梅田スカイビル A-1・A-2 会議室

〒531-6031 大阪府大阪市北区大淀中 1-1-88

※オンライン傍聴:会場の様子は Microsoft Teams により、ライブ配信します

【申し込み先】

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)

TEL:03-3353-4641

E-mail:post@kanka.or.jp

受付時間 9:00～17:00(12:00～13:00、土・日・祝日は除く)

【再掲】-----
【トピック9】今年 10 月から教育訓練給付を拡充しています

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大80%~20%)が支給されるものです。

10月1日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上がりました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座もありますので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練給付を従業員の皆さまへの周知をお願いします。

【詳細はこちら】

令和6年 10 月から教育訓練給付金を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html

【再掲】-----
【トピック10】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格を持つ専門家が、貴社の実情やニーズをお聞きし、個別に支援します。
全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援を受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブページ無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【再掲】-----
【トピック11】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」を実施します
(オンデマンド・無料)

厚生労働省では、男女労働者が不妊治療をしながら働き続けることができるよう、企業に取り組みをお願いしています。不妊治療は労働者個々人の状況により、治療内容、治療期間はさまざま、相談体制、制度の整備等企業の支援が欠かせません。

企業の取り組みを支援するため、事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医等の皆さまを対象に、産婦人科医、社会保険労務士、企業、労働者からの講義を内容とした研修会を実施します。お申し込みいただいた方は期間中いつでも分割して受講が可能です。ぜひ、受講をご検討ください。

【主な研修内容】

- ・不妊治療の内容、取り組みのステップ、両立のための各種制度等
- ・企業の取り組み事例、体験談等

【お申し込み】

<https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

不妊治療と仕事との両立に関する研修会事務局

(委託先:有限責任監査法人トーマツ)

E-mail:info_otoiawase@tohmatu.co.jp

【再掲】-----
【トピック12】事業主、人事労務担当者、産業医・産業保健スタッフの皆さま
「母性健康管理研修会」を実施します(オンデマンド・無料)

母性健康管理研修会では、会社が妊娠中・出産後の女性労働者へ適切に配慮した対応策を取

ることができるように、専門家(産婦人科医・産業医・社会保険労務士等)が、男女雇用機会均等法等関係法令、各種制度や具体的な相談事例について説明を行います。

また、母性健康管理等について先進的な取り組みを行う企業による事例発表、意見交換などを通じ、実践的な対応方法も学べます。

事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医のほか、女性労働者を部下に持つ管理職の皆さまもこの機会にぜひご視聴ください。期間中ならいつでも分割して受講が可能です。

【事前申し込み制・参加無料】

【実施期間】

～2025年3月

【詳細・お申し込みはこちら】

「働く女性の心とからだの応援サイト」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu/>